

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月6日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第6号

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第3条 (略) (1) (略) (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。 (3)―(8) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第40条 (略) 2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申し込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(定義) 第3条 (略) (1) (略) (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。 (3)―(8) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第40条 (略) 2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申し込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。